

株 主 各 位

東京都品川区南大井6丁目26番1号

いすゞ自動車株式会社

取締役社長 細 井 行

第106回定時株主総会招集通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使されますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

パソコンまたは携帯電話から議決権行使サイト(<http://www.evotv.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分までに賛否を入力ください。なお、3頁に【インターネットによる議決権行使のご案内】を記載いたしておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区南大井6丁目26番1号
大森レポートA館 2階 当社 **ISUZU** ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第106期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第106期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 賛否の表示がない議決権行使の取り扱い
各議案につき、賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - ①書面とインターネットの双方により、議決権を重複して行使された場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
 - ②インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は（パソコンまたは携帯電話のどちらが使用されたかを問わず）最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- (3) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権の行使を委任していただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.isuzu.co.jp/investor/soukai/index.html>)に掲載いたしますのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

① 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

（「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。）

② 議決権行使方法について

ア. 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

イ. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

ウ. 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

エ. その他インターネットによる議決権行使に関し、パソコンなどの操作方法がご不明の場合には、下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金、電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

④ 議決権行使のためのシステム環境について

ア. インターネットによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

イ. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスがご利用可能な場合でも、セキュリティ確保のためのSSL通信（暗号化通信）および携帯電話情報の送信が可能な機種のみに対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 当連結会計年度の事業の経過および成果（資金調達の状態および設備投資の状態を含む。）

〔事業の経過〕

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半期は緩やかな回復基調が継続いたしましたが、サブプライム住宅ローン問題を背景とする米国経済の減速や株式・為替市場の変動、原油価格の上昇などの影響を受け、後半期に入り景気回復は足踏み状態で推移いたしました。一方、アジア経済は、好調に推移いたしました。

国内トラック市場は、前連結会計年度と比べ需要は減少してまいりましたが、海外市場におきましては、中南米、アフリカなど資源国向けを中心に、販売は概ね好調に推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、平成16年に策定した「中期経営計画」（平成20年3月期まで）の最終年度にあたり、将来にわたる持続的な成長のための企業基盤確立を図るため、新商品開発、事業体制の強化などに取り組んでまいりました。

当連結会計年度に投入した新商品としましては、まず当社グループの主力商品のひとつである中型トラック「フォワード」を、13年ぶりにフルモデルチェンジいたしました。新型「フォワード」は、新開発の小排気量・高出力エンジンと新型変速機スーサーF xを搭載したほか、キャブ（運転台）をフルモデルチェンジすることにより、排出ガス規制・運転免許制度の改正などの大きな環境変化への対応と中型トラックの本質的性能の追求を実現いたしました。

続いて、大型トラック「ギガ」に先進予防安全テクノロジーを追加いたしました。当社ではトラックによる事故ゼロを目指して、予防安全技術の研究を続けてまいりましたが、今回、その成果のひとつとして、先行車との衝突が不可避な状況において衝突被害の軽減を図る「プリクラッシュブレーキ」を新開発し、先進視覚サポート技術「VAT」の新たな機能として追加いたしました。また、高速走行が主体のカーゴ系主力車型等に、国

内で初めて電子式車両姿勢制御システム「IESC」を同時装着し、大型商用車における世界最高水準の安全性能を提供してまいります。

このほか、KDDI株式会社（KDDI）との共同開発による商用車用テレマティクス（車両運行情報提供サービス）「みまもりくんオンラインサービス」を、フルモデルチェンジいたしました。平成16年2月の発売以来、「みまもりくんオンラインサービス」は、KDDIのデータ通信網やインターネットなどの情報通信技術を総合的に活用することにより、運行状況をリアルタイムに確認できる管理システムとしてお客様からの評価を得てまいりましたが、このたび、燃料価格の高騰、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の改正など、輸送を取り巻く環境変化に対応し、より一層の効率的な運行管理を可能にするためのモデルチェンジを行いました。

次に、新たな事業展開に向けた取り組みといたしまして、当社とトヨタ自動車株式会社（トヨタ）は、平成19年8月、小型ディーゼルエンジンの開発および生産・供給に関して業務提携を行うことで合意いたしました。開発するエンジンは、欧州市場向けのトヨタ車への搭載を目的とした排気量1.6リットルクラスのエンジンで、両社は、それぞれが有する技術力およびノウハウを相互に最大限に活用して、世界ナンバーワンの性能を持たせるべく、開発および生産に取り組んでまいります。

また、当社は日野自動車株式会社と、平成19年8月、ディーゼルエンジンの排出ガス後処理システムおよび大型トラック用キャブを共同開発することで基本合意いたしました。この基本合意に関して両社は、それぞれの持つ先進技術を活用し、開発リソースの効率的な運用を図ることで、今後一層の厳格化が進む各国環境規制への対応等にもなうコスト負担を軽減し、引き続き、お客様により良い商品を提供してまいります。

さらに、インドネシアの生産・販売拠点の出資比率を12.5%から約40%まで引き上げるなど、海外における事業展開も積極的に図ってまいりました。一方北米では、事業の継続が見込めなくなりましたSUV（スポーツユーティリティービークル）の新車販売事業を、2009年1月をもって終了することといたしました。今後の当社グループの北米事業は、商用車事業とディーゼルエンジン、コンポーネント事業に特化してまいります。

このほか、当社は、当社Ⅲ種優先株式およびⅣ種優先株式の取得について、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会にてご承認いただきましたので、普通株式の価値の潜在的希薄化を回避し、配当負担を軽減するため、その全数を平成19年7月に取得し消却いたしました。これによって、平成14年12月に債務の株式化により発行いたしました全ての優先株式の消

却が完了いたしました。

当連結会計年度の資金調達につきましては、当社が中心となって行いました。主なものとしましては、設備投資を目的としたシンジケートローン方式での銀行借入166億円があります。

また当連結会計年度の当社グループの設備投資につきましても、当社が中心となって総額505億円の投資を行いました。設備投資の継続中の主なものとしましては、新商品開発や排出ガスなどの規制に対応した研究設備があります。このほかタイの車両組立設備などがあります。

【事業の成果】

当連結会計年度より連結財務情報をより適切な開示にするため、アセアン地域の連結子会社8社につきまして、会計年度の終了日を12月31日から連結会計年度と同じく3月31日に変更いたしました。その結果、当連結会計年度の連結決算には、当該連結子会社につきましては平成19年1月1日から平成20年3月31日までの15ヵ月間の経営成績が反映されております。この期間変更により、売上高は1,332億円、営業利益は75億円、経常利益は83億円、当期純利益は42億円の増加となっております。

当連結会計年度の国内車両販売台数につきましては、NO_x・PM（窒素酸化物・粒子状物質）法規制による代替需要が減少するなか、前連結会計年度に比べ22,746台（23.5%）減少の74,055台となりました。海外車両販売台数につきましては、アセアン地域の連結子会社8社の15ヵ月決算の影響とアフリカ、欧州および中近東地域で小型トラックの販売が伸びたことにより、前連結会計年度に比べ63,403台（17.1%）増加の434,903台となりました。この結果、国内と海外を合わせた総販売台数は、前連結会計年度に比べ40,657台（8.7%）増加の508,958台となりました。

その他の商品の売上高につきましては、海外生産用部品は、中国、アフリカおよび中南米地域への輸出が増加し、前連結会計年度に比べ190億円（24.9%）増加の955億円となりました。また、エンジン・コンポーネントでは、中国および欧州地域への輸出が伸びたことにより、前連結会計年度に比べ1,192億円（55.8%）増加の3,328億円となりました。

以上により、売上高につきましては、1兆9,248億円と前連結会計年度に比べ2,619億円（15.7%）増加いたしました。内訳は、国内が6,547億円（前連結会計年度比5.7%減）、海外が1兆2,701億円（前連結会計年度比31.2%増）であります。

商品別の販売台数・売上高の内訳は、次の表のとおりであります。

区 分		販 売 台 数	売 上 高
車 両	大 (大 型 ・ 型 中 型 車 車)	60,702	3,665
	小 型 車 他	448,256	7,955
	計	508,958	11,621
海 外 生 産 用 部 品		—	955
エ ン ジ ン ・ コ ン ボ ー ネ ント		—	3,328
そ の 他		—	3,342
合 計		—	19,248

損益につきましては、売上は順調に増加し、コストの合理化は進みましたが、税制改正に伴う減価償却費、新型車に係わる設備関連費用および原材料価格上昇による費用の増加等により、営業利益は前連結会計年度に比べ25億円（2.4%）増加の1,095億円、経常利益は76億円（6.6%）増加の1,223億円となりました。また、北米でのSUV新車販売事業を終了するうえで発生が見込まれる費用を計上したほか、過去に販売したSUVに係わる特別保証費を計上し、増益となったアセアン地域について税金費用と少数株主持分が増加したこと等により、当期純利益は前連結会計年度に比べ163億円（17.7%）減少の760億円となりました。

（注）文中においては、億円未満を切り捨てて記載してあります。

また%の表示は小数点第2位を四捨五入して記載してあります。

（2）当社グループの対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国経済の減速や原油・原材料価格の高騰、為替の急激な変動の影響など、予断を許さない状況にあります。

国内トラック市場では、燃料価格の上昇や排出ガスの法規制対象台数の減少が継続すると見込まれ、市場環境はさらに厳しくなることが予想されます。また海外市場も米国経済の先行き不安や世界的な株安・ドル安による悪影響が懸念されます。さらに素材価格の上昇や安全・環境対応費用の増加に加え、国内外での一層の競争激化など、経営を取り巻く環境は依然として厳しいものと認識しております。

このような状況のなかで当社グループは、企業ビジョンである「商用車、ディーゼルエンジンにおけるグローバル・リーディング・カンパニー」実

現のための持続的な成長を目指し、新たな中期経営計画(平成20年4月～平成23年3月)を策定いたしました。今回策定した中期経営計画では、平成23年3月期までの3ヵ年を収益基盤の拡大と強化による「飛躍」の期と位置付け、海外拠点の拡大と強化、商品強化とラインアップ拡大および基礎技術力の強化を目指してまいります。

同時に品質の管理・向上とコンプライアンス体制の強化にも、一層の力をいれて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

当第106期および過去3期の財産および損益の状況の推移は、次の表のとおりであります。

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 103 期 (平成17年) (3 月 期)	第 104 期 (平成18年) (3 月 期)	第 105 期 (平成19年) (3 月 期)	第 106 期 (平成20年) (3 月 期)
売 上 高 (百万円)	1,493,567	1,581,857	1,662,925	1,924,833
経 常 利 益 (百万円)	91,555	93,843	114,697	122,322
当期純利益 (百万円)	60,037	58,956	92,394	76,021
1株当たり当期純利益	56円64銭	48円75銭	64円83銭	44円60銭
純 資 産 (百万円)	158,463	244,350	389,061	415,278
1株当たり純資産	81円53銭	152円05銭	177円68銭	212円53銭
総 資 産 (百万円)	1,142,580	1,168,697	1,232,181	1,245,947

(注) 1. 第105期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 売上高・経常利益・当期純利益・純資産・総資産の金額は、百万円未満を切り捨てて表示してあります。

3. 1株当たり当期純利益の金額については、当期純利益から「普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、期中の平均発行済普通株式数(「自己株式」を除く)と「転換型の参加型株式」の転換仮定方式による普通株式増加数との合計で除し、銭未満を四捨五入して表示してあります。

1株当たり純資産の金額については、期末純資産の部合計から「発行済優先株式数×発行価額」、「優先株式配当額」および「期末少数株主持分」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除し、銭未満を四捨五入して表示してあります。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 103 期 (平成17年) (3 月 期)	第 104 期 (平成18年) (3 月 期)	第 105 期 (平成19年) (3 月 期)	第 106 期 (平成20年) (3 月 期)
売 上 高 (百万円)	880,072	917,895	973,884	1,027,349
経 常 利 益 (百万円)	53,907	64,149	68,273	50,168
当期純利益 (百万円)	27,019	46,476	68,325	43,504
1 株当たり当期純利益	25円18銭	38円31銭	47円87銭	25円52銭
純 資 産 (百万円)	169,353	231,289	292,807	284,177
1 株当たり純資産	91円67銭	140円56銭	148円62銭	167円61銭
総 資 産 (百万円)	812,521	867,698	899,783	886,390

(注) 1. 第105期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 売上高・経常利益・当期純利益・純資産・総資産の金額は、百万円未満を切り捨てて表示してあります。

3. 1株当たり当期純利益の金額については、当期純利益から「普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、期中の平均発行済普通株式数(「自己株式」を除く)と「転換型の参加型株式」の転換仮定方式による普通株式増加数との合計で除し、銭未満を四捨五入して表示してあります。

1株当たり純資産の金額については、期末純資産の部合計から「発行済優先株式数×発行価額」および「優先株式配当額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除し、銭未満を四捨五入して表示してあります。

(4) 重要な子会社の状況（平成20年3月31日現在）

子会社89社のうち重要なものは、次の13社であります。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
いすゞネットワーク株式会社	25,025 百万円	75.00 %	販売サポート
東京いすゞ自動車株式会社	300 百万円	75.00 (75.00)	自動車販売・修理
いすゞ自動車近畿株式会社	300 百万円	75.00 (75.00)	自動車販売・修理
いすゞ自動車東海株式会社	300 百万円	75.00 (75.00)	自動車販売・修理
神奈川いすゞ自動車株式会社	300 百万円	75.00 (75.00)	自動車販売・修理
株式会社アイメタル テクノロジー	1,480 百万円	54.91	自動車用等鋳造品および機 械加工組立品の製造・販売
いすゞライネックス株式会社	800 百万円	100.00	倉庫・運送取扱
いすゞ モーターズ アメリカ インク	406,738 千米ドル	100.00	自動車販売
いすゞ モーターズ アジア リミテッド	187,272 千米ドル	100.00	自動車生産用部品の輸入・ 販売
いすゞ コマーシャルトラック オブ アメリカ インク	25 千米ドル	80.00	自動車輸入・販売
泰国いすゞ自動車株式会社	8,500 百万パーツ	71.15 (64.43)	自動車製造・販売
泰国いすゞエンジン製造株式会社	1,025 百万パーツ	80.00 (78.60)	エンジン製造・販売
いすゞ オーストラリア リミテッド	47,000 千豪ドル	100.00	自動車輸入・販売

- (注) 1. 出資比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を、小数点第3位を四捨五入して表示してあります。
2. 出資比率の（ ）内は、間接出資比率で内数であります。
3. 千米ドル未満は、切り捨てて表示してあります。

(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、主として自動車および部品ならびに産業用エンジンの製造、販売を事業内容とし、これらに関連する物流等の各種サービスを展開しております。

区 分		主 要 商 品	
車	大 型 車 (大型・ 中型車)	ト ラ ッ ク	大 型 [ギガ シリーズ] 中 型 [フォワード シリーズ]
		バ ス	観光バス [ガーラ シリーズ] 路線バス [エルガ シリーズ]
両	小 型 車	ト ラ ッ ク	[エルフ シリーズ]、[コモ]、 (ディーマックス)
		バ ス	[ジャーニー]
海 外 生 産 用 部 品		海外生産向け各種ユニット・部品	
エ ン ジ ン ・ コ ン ポ ー ネ ント		産業用エンジン、コンポーネント (エンジン・ トランスアクスル・トランスミッション等単 体で販売されるもの)	
補 給 部 品 等		各種アフターサービス用部品等	

(注) 主要商品の車両は、[]内は国内名称、()内はタイ国での名称であります。

(6) 主要な営業所および工場 (平成20年3月31日現在)

①当社

事業所名	所在地
本社	東京都品川区
栃木工場	栃木県下都賀郡大平町
藤沢工場	神奈川県藤沢市

②子会社

会社名	所在地
いすゞネットワーク株式会社	東京都品川区
東京いすゞ自動車株式会社	東京都中央区
いすゞ自動車近畿株式会社	大阪府守口市
いすゞ自動車東海株式会社	愛知県名古屋
神奈川いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市
株式会社アイメタルテクノロジー	茨城県土浦市
いすゞライネックス株式会社	東京都品川区
いすゞ モーターズ アメリカ インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州セリトス市
いすゞ モーターズ アジア リミテッド	シンガポール共和国テマセク通
いすゞ コマーシャルトラック オブ アメリカ インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州セリトス市
泰国いすゞ自動車株式会社	タイ国サムットプラカーン県パパデン市
泰国いすゞエンジン製造株式会社	タイ国バンコク市
いすゞ オーストラリア リミテッド	オーストラリア ビクトリア州メルボルン市

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
23,712名（4,896名）	512名

(注) ()内には臨時雇用者数の当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

使用人数は就業人員で、当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。また、臨時雇用者数は季節工、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除いております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,785名（1,631名）	35名	39.5歳	17.7年

(注) ()内には臨時雇用者数の当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

使用人数は就業人員で、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。また、臨時雇用者数は季節工、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除いております。

(8) 主要な借入先および借入額（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行 ほか金融機関により組成される シンジケート団	182,935百万円

(注) 1. シンジケート団の主な参加金融機関は以下のとおりであります。

株式会社みずほコーポレート銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本政策投資銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社横浜銀行

2. 金額は百万円未満を切り捨てて表示してあります。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

①発行可能株式総数、発行済株式総数および株主数

区 分	発 行 可 能 株 式 総 数	発 行 済 株 式 総 数	株 主 数
普 通 株 式	3,369,000,000 株	1,696,845,339 株	80,085 名
I 種 優 先 株 式	37,500,000	0	0
III 種 優 先 株 式	25,000,000	0	0
IV 種 優 先 株 式	25,000,000	0	0

(注) 1. 当事業年度中の発行済株式総数の増減はありません。

2. 当社は、当事業年度中に、発行済のⅢ種優先株式ならびにⅣ種優先株式それぞれ25,000,000株のすべてを取得し消却いたしました。また、前事業年度中に発行済のⅠ種優先株式37,500,000株のすべてを取得し消却いたしました。

②発行済株式総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

該当の株主はおりませんが、当社の大株主(上位10名)の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	156,487千株	9.23%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	149,336	8.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	140,042	8.26
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	130,098	7.67
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	100,000	5.90
いすゞパートナーズ投資事業有限責任組合	80,000	4.72
株式会社みずほコーポレート銀行	41,931	2.47
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Y口)	29,357	1.73
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	23,537	1.39
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	17,121	1.01

(注) 1. 出資比率は自己株式(1,385,815株)を控除して計算しております。

2. 千株未満は、切り捨てて表示してあります。

- (2) 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

①取締役および監査役（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
代表取締役会長	井 田 義 則	
代表取締役社長	細 井 行	
取締役副社長	只 木 可 弘	国内営業本部長、品質保証部門分掌
取締役副社長	新 谷 剛 郎	海外営業本部長、海外第一営業部門統括
取締役副社長	堤 直 敏	生産部門統括
取 締 役	片 山 正 則	企画・財務部門統括
取 締 役	河 崎 英 三	管理部門、海外営業本部海外第三営業部門、P T事業部門統括
取 締 役	篠 原 彰	商品企画部門、国内営業本部国内営業部門統括
取 締 役	清 水 康 昭	購買部門統括
取 締 役	月 岡 良 三	開発部門統括
取 締 役	当 麻 茂 樹	
常 勤 監 査 役	山 口 耕 二	
常 勤 監 査 役	木 内 資 雄	
常 勤 監 査 役	若 林 茂 章	
監 査 役	長 島 安 治	弁護士
監 査 役	土 田 進	

- (注) 1. 平成20年3月31日付をもって、取締役 篠原 彰氏は取締役を辞任いたしました。同氏は平成20年4月1日付をもって当社100%出資の子会社である株式会社いすゞ中央研究所の代表取締役社長に就任いたしました。
2. 当社の取締役において、社外取締役はおりません。
3. 監査役のうち若林茂章、長島安治および土田 進の3氏は、社外監査役であります。
4. 当事業年度に係る役員の、他の法人等の重要な代表状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役 河崎英三氏は、いすゞ自動車健康保険組合およびいすゞ自動車企業年金基金の理事長を兼務しております。
 - ・取締役 当麻茂樹氏は、いすゞネットワーク株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

5. 監査役 山口耕二氏は、長年にわたり当社財務部門に勤務した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

②取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	11名	462百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	91 (40)
合 計	16	553

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成元年1月30日開催の第86回定時株主総会において月額6,400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第103回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。
3. 上記のほか、平成17年6月29日開催の第103回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給する予定となっております。

退任監査役 1名 1百万円

③その他会社役員に関する重要な事項

平成20年4月1日付にて、取締役の担当または主な職業が、以下のとおり変更されました。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
取締役副社長	新 谷 剛 郎	海外営業本部長

④社外役員に関する事項

ア. 他の会社の社外役員の兼任状況（平成20年3月31日現在）

監査役 長島安治氏は、日本オーチス・エレベータ株式会社および株式会社新生銀行の取締役を兼務しております。なお、当社はこれらの会社との間には特別の関係はありません。

監査役 土田 進氏は、三信株式会社、株式会社沖縄銀行および大阪証券金融株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社はこれらの会社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

氏名	出席状況ならびに発言状況
若林茂章監査役	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に、また、監査役会18回のうち18回に出席し、必要に応じて金融・企業財務面での専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
長島安治監査役	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、また、監査役会18回のうち17回に出席し、必要に応じて企業法務に関する専門的な見地と豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。
土田 進監査役	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に、また、監査役会18回のうち14回に出席し、必要に応じて金融・財務および企業再建に関する専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

①名称

新日本監査法人

②報酬等の額

当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	121百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	310百万円

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示してあります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の主要な子会社につきましても新日本監査法人が会計監査人となっております。

③非監査業務の内容

当社は、新日本監査法人から、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、財務報告に関する内部統制の整備、運用および評価等に係る助言を受けております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生またはその他の理由により、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とするものとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任するものとします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次の通りとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付ける。なお、当社において「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。

当社は、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。

当社は、社外の有識者を委員として招聘した「コンプライアンス委員会」から、コンプライアンスの推進や体制整備についての客観的な助言・監督・評価を得て、コンプライアンス推進部がコンプライアンスに係る事項を管理・推進しており、また、内部監査部が監査を行うことにより、コンプライアンスに係る内部監査機能を確保しており、今後もこれを継続する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、各種社内規則に従い、取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報管理統括責任者が、これを適切に管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に従い、各部門のリスク管理責任者が、当該部門リスク管理を行い、リスク管理統括責任者が、全社リスクを統括する。また、リスク管理状況については、経営会議にて随時把握・評価し、また、危機に際しては、経営会議にてその対応（体制を含む。）を審議・決定・実施し、適宜取締役会に報告することにより、リスク管理を徹底する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画および事業年度毎の事業計画を策定し、それらの実現に向けた組織体制の構築および各部門毎の具体的施策の立案を行うとともに、主要な業務執行を決定する機関として取締役会を設置し、この下部機関として「経営会議」を設置する。さらに、経営会議の下部組織として、「品証・CS委員会」、「地球環境委員会」、「輸出管理委員会」、「予算専門委員会」、「価格委員会」、「設備投資専門委員会」および「商品開発専門委員会」の各委員会を設置し、それぞれの専門分野における審議を効率的に行う体制をとる。

当社は、取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員制度を継続採用する。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および当社グループが社会からその存在価値を認められ、信頼を得るために、「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を策定し、当社グループの全役員・従業員が上記「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を踏まえた行動をとるよう適切に対応する。

当社は、当社の子会社および関連会社等に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請する。

当社は、当社経営幹部による、当社の子会社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該会社に業務の適正を確保する体制につき不備があると認められた場合には、改善を要請する。

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷いており、今後もこれを継続する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からの要請に従い、当社の社内組織として「監査役スタッフグループ」を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を配属する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人をもつばら監査役の指揮命令下に置くとともに、当該使用人の人事異動、人事考課および賞罰について監査役の事前同意を得る。

⑧取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役に対し、取締役および使用人が適宜当社の業務執行の状況および経営状況その他監査役と協議して定める事項を報告するとともに、監査役の求めに応じて、随時、必要かつ十分な情報を監査役に開示し、または報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査役と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査役から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

資 産 の 部	負 債 の 部
百万円	百万円
流 動 資 産 ……………612,499	流 動 負 債 ……………513,920
現金及び預金 ……………139,503	支払手形及び買掛金……………323,664
受取手形及び売掛金 ……………256,802	短期借入金…………… 69,833
たな卸資産 ……………152,068	一年以内償還の社債…………… 12
繰延税金資産 …………… 28,428	未払法人税等…………… 13,478
その他の他 …………… 38,039	未払費用…………… 52,710
貸倒引当金 ……………△2,342	賞与引当金…………… 13,063
固 定 資 産 ……………633,448	製品保証引当金……………4,205
有 形 固 定 資 産 ……………493,478	預り金……………3,410
建物及び構築物 ……………101,425	その他の他…………… 33,540
機械装置及び運搬具 …………… 89,569	固 定 負 債 ……………316,748
土地 ……………268,680	社債…………… 50,048
建設仮勘定 …………… 17,284	長期借入金……………136,883
その他の他 …………… 16,518	繰延税金負債……………3,843
無 形 固 定 資 産 ……………8,607	再評価に係る繰延税金負債…………… 55,827
その他の他 ……………8,607	退職給付引当金…………… 57,186
投 資 其 他 の 資 産 ……………131,362	長期預り金……………1,386
投資有価証券 ……………104,585	負ののれん……………612
長期貸付金 ……………3,799	その他の他…………… 10,960
繰延税金資産 …………… 10,298	負 債 合 計 ……………830,668
その他の他 …………… 21,545	純 資 産 の 部
貸倒引当金 ……………△8,867	百万円
資 産 合 計 ……………1,245,947	株 主 資 本 ……………276,209
	資本金…………… 40,644
	資本剰余金…………… 50,427
	利益剰余金……………185,601
	自己株式……………△463
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 …………… 84,047
	その他有価証券評価差額金……………7,415
	繰延ヘッジ損益……………245
	土地再評価差額金…………… 73,956
	為替換算調整勘定……………2,428
	少 数 株 主 持 分 …………… 55,021
	純 資 産 合 計 ……………415,278
	負 債 純 資 産 合 計 ……………1,245,947

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	1,924,833
売上原価	1,666,656
売上総利益	258,176
販売費及び一般管理費	148,603
営業利益	109,573
営業外収益	23,567
受取利息及び配当金	4,304
負ののれん償却額	214
持分法による投資利益	15,502
その他の営業外収益	3,545
営業外費用	10,818
支払利息	6,530
その他の営業外費用	4,287
経常利益	122,322
特別利益	2,695
固定資産売却益	763
投資有価証券売却益	489
その他の特別利益	1,442
特別損失	14,413
固定資産処分損	4,454
非連結子会社等投資・債権評価損	208
投資有価証券売却損	12
固定資産減損損失	86
北米SUV事業撤退損失	3,397
特別保証費	3,015
その他の特別損失	3,236
税金等調整前当期純利益	110,604
法人税、住民税及び事業税	21,611
法人税等調整額	1,330
少数株主利益(減算)	11,641
当期純利益	76,021

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から)
(平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高	40,644	50,427	156,467	△334	247,205
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△7,587		△7,587
土地再評価差額金の取崩			122		122
当 期 純 利 益			76,021		76,021
自 己 株 式 の 取 得				△129	△129
優 先 株 式 の 取 得				△40,000	△40,000
優 先 株 式 の 消 却			△40,000	40,000	—
新規持分法適用会社に係る変動額			598		598
持分法適用除外会社に係る変動額			△20		△20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	29,134	△129	29,004
平成20年3月31日 残高	40,644	50,427	185,601	△463	276,209

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日 残高	12,319	39	73,981	8,498	94,837	47,018	389,061
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△7,587
土地再評価差額金の取崩							122
当 期 純 利 益							76,021
自 己 株 式 の 取 得							△129
優 先 株 式 の 取 得							△40,000
優 先 株 式 の 消 却							—
新規持分法適用会社に係る変動額							598
持分法適用除外会社に係る変動額							△20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△4,903	206	△24	△6,069	△10,790	8,003	△2,787
連結会計年度中の変動額合計	△4,903	206	△24	△6,069	△10,790	8,003	26,217
平成20年3月31日 残高	7,415	245	73,956	2,428	84,047	55,021	415,278

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 61社 |
| (2) 主要な連結子会社の名称 | いすゞ自動車近畿㈱
東京いすゞ自動車㈱
いすゞモーターズアメリカインク
泰国いすゞ自動車㈱ |
| (3) 連結の範囲の変更 | ①いすゞ自動車北陸㈱はいすゞ自動車近畿㈱より会社分割したため連結の範囲に含めている。
②いすゞコマースラルトラックオブカナダは新規設立により連結の範囲に含めている。
③いすゞモーターズジャーマニーGmbHといすゞモーターズヨーロッパは重要性が増したため、いすゞトラックサウスアフリカは実質的支配力を取得したため、およびいすゞハイコムマレーシア Sdn. Bhd. (旧マレーシアトラックアンドバス Sdn. Bhd.) は株式取得により所有率が50%を超えたため連結の範囲に含めている。
④㈱いすゞキャステックと㈱ジックマテリアルは㈱アイメタルテクノロジー (旧自動車鋳物㈱) と合併したため、および神戸いすゞ自動車㈱はいすゞ自動車近畿㈱と合併したため連結の範囲から除外している。
⑤ゼネラルモーターズいすゞコマースラルトラック LLCは解散により連結の範囲から除外している。 |
| (4) 主要な非連結子会社の名称 | 函館いすゞモーター㈱ |
| (5) 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産・売上高ならびに当期純損益・利益剰余金(持分相当額)等の合計額が連結会社の総資産・売上高ならびに当期純損益・利益剰余金(持分相当額)等に占める割合はいずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を与えないので連結の範囲から除外している。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 69社
- (2) 主要な持分法適用会社の名称
非連結子会社 大森熱供給㈱
自動車部品工業㈱
関連会社 テーデーエフ㈱
- (3) 持分法の適用範囲の変更 ①小牧いすゞ自動車㈱は株式取得により持分法適用非連結子会社としている。
②セベルスタリアフトいすゞ、慶鈴いすゞ(重慶)発動機有限公司、ジーエムいすゞカミオネアンディノスデコロンビアリミテッドは新規設立により、およびいすゞアストラモーターインドネシアは株式取得により持分法適用関連会社としている。
③東北いすゞ陸送㈱、東鈴商事㈱、インターナショナルオートワークスは清算により、合衆いすゞ汽車有限公司は株式売却により、および知多いすゞ自動車㈱はいすゞ自動車東海㈱と合併したため持分法適用の範囲から除外している。
④いすゞモーターズジャーマニーGmbHといすゞモーターズヨーロッパは重要性が増したため、いすゞトラックサウスアフリカは実質的支配力を取得したため、およびいすゞハイコムマレーシア Sdn. Bhd. (旧マレーシアトラックアンドバス Sdn. Bhd.) は株式取得により所有率が50%を超えたため持分法適用の範囲から除外し連結の範囲に含めている。
- (4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社および関連会社の名称
非連結子会社 函館いすゞモーター㈱
関連会社 アナドールいすゞオートモーティブサナイ
- (5) 持分法を適用しない理由 上記の非連結子会社および関連会社については、いずれも連結計算書類におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が乏しいので、持分法適用の範囲から除外している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社15社の決算日は、平成19年12月31日であるが、その他の在外子会社8社については、当連結会計年度より、決算日を3月31日に変更している。

上記の決算期の変更により、当該在外子会社の当連結会計期間は平成19年1月1日から平成20年3月31日までの15ヵ月決算となっている。なお、この決算期変更に伴う連結損益計算書に与える影響は「7. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記」に記載している。

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれの財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

また、国内子会社38社の決算日は連結決算日と一致している。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- | | |
|----------|---|
| ①時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ②時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

- | | |
|-------------|----------------|
| ①連結計算書類作成会社 | 総平均法による原価法 |
| ②連結子会社 | 主として、個別法による原価法 |

(3) デリバティブ取引の評価の方法

時価法

(4) 固定資産の減価償却方法

- | | |
|---------|--|
| ①有形固定資産 | 主として、定額法。一部、定率法によっている。 |
| ②無形固定資産 | 定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっている。 |

(5) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|--------|---|
| ①貸倒引当金 | 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額を計上している。また在外連結子会社は、個別に判定している。なお、連結会社相互の債権・債務を相殺消去したことに伴う貸倒引当金の調整計算を実施している。 |
| ②賞与引当金 | 従業員の賞与支給に充てるための引当で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上している。 |

③製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当で、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上している。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めている。

- (7) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (8) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
 - a. 為替予約および通貨オプション
振当処理（要件を満たしていないものを除く）
 - b. 金利スワップ、金利オプション
繰延処理または金融商品に係る会計基準に定める特例処理
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段
金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション
 - b. ヘッジ対象
外貨建債権債務、借入金
 - ③ ヘッジ方針
当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金等の範囲で利用している。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行う。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。
 - ⑤ その他
当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引およびリスク管理を行っている。
- (9) 収益および費用の計上基準
割賦販売利益の計上基準は一部の連結子会社を除き、割賦販売基準を採用している。
- (10) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については全面時価評価法を採用している。

6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、その効果の発現する期間を見積もり、原則としてその計上後20年以内の期間にわたって均等償却している。

7. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

(1) 固定資産の減価償却方法の変更

当連結会計年度から、平成19年3月30日に公布された法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。

なお、この変更により、従来の方法によった場合と比べると、損益に与える影響は軽微である。

（追加情報）

また、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、3,748百万円減少している。

(2) 在外子会社の決算期変更

従来、決算日が連結決算日と異なる連結子会社23社については、連結決算日との差異が3ヵ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度の財務諸表に基づき連結を行っていたが、連結業績をより適切に開示するため、当連結会計年度よりアセアン地域の連結子会社8社については、決算日を3月31日に変更している。

この変更により、当該連結子会社については、平成19年1月1日から平成20年3月31日までの15ヵ月決算となっている。この結果、従来の方法に比べ、売上高、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益および当期純利益は、それぞれ133,229百万円、7,589百万円、8,330百万円、8,323百万円、4,203百万円増加している。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産

土地	162,485百万円
建物及び構築物	46,474百万円
機械装置及び運搬具	51,017百万円
その他	30百万円

担保付債務

短期借入金	6,127百万円
長期借入金（含む一年以内返済分）	129,412百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 630,739百万円

3. 偶発債務

保証債務残高	2,014百万円
保証類似行為残高	12百万円
受取手形割引高	3百万円
輸出手形割引高	145百万円

4. 事業用土地の再評価

親会社および一部の連結子会社、一部の持分法適用関連会社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日 法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っている。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、55,758百万円である。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における種類ごとの発行済株式の総数

普通株式

1,696,845,339株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,782	4円00銭	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	Ⅲ種 優先株式	352	14円10銭4厘	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	Ⅳ種 優先株式	452	18円10銭4厘	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	8,477	5円00銭	平成20年3月31日	平成20年6月30日

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	212円53銭
1 株当たり当期純利益	44円60銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

当期純利益	76,021百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
<hr/>	
普通株式に係る当期純利益	76,021百万円

期中平均株式数	1,704,417,276 株
(うち普通株式)	(1,695,173,876)株
(うちIV種優先株式)	(9,243,401)株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

資 産 の 部	負 債 の 部
百万円	百万円
流 動 資 産 ……………326,804	流 動 負 債 ……………324,472
現金及び預金 …………… 58,486	支払手形 …………… 24,857
受取手形 …………… 322	買掛金 ……………169,578
売掛金 ……………157,349	一年以内返済予定の長期借入金 …………… 49,490
製成品 …………… 38,958	未払金 …………… 14,666
原材料及び貯蔵品 …………… 20,717	未払法人税等 …………… 547
仕掛品 …………… 8,570	未払費用 …………… 44,392
前渡金 …………… 2,255	前受金 …………… 1,172
前払費用 …………… 916	預り金 …………… 8,091
繰延税金資産 …………… 22,573	前受収益 …………… 0
短期貸付金 …………… 5,506	製品保証引当金 …………… 4,205
未収入金 …………… 10,168	賞与引当金 …………… 7,454
その他の流動資産 …………… 1,715	建設関係支払手形 …………… 16
貸倒引当金 …………… △737	固 定 負 債 ……………277,740
固 定 資 産 ……………559,586	社 債 …………… 50,000
有 形 固 定 資 産 ……………333,991	長期借入金 ……………131,965
建物 …………… 44,711	長期預り金 …………… 4,373
構築物 …………… 7,525	退職給付引当金 …………… 37,080
機械及び装置 …………… 56,203	再評価に係る繰延税金負債 …………… 54,320
車両運搬具 …………… 612	負 債 合 計 ……………602,212
工具・器具・備品 …………… 11,993	純 資 産 の 部
土地 ……………199,699	百万円
建設仮勘定 …………… 13,246	株 主 資 本 …………… 206,128
無 形 固 定 資 産 …………… 6,999	資 本 金 …………… 40,644
施設利用権 …………… 55	資本剰余金 …………… 49,855
ソフトウェア …………… 6,944	資本準備金 …………… 49,855
投資その他の資産 ……………218,594	利 益 剰 余 金 …………… 116,032
投資有価証券 …………… 24,377	その他利益剰余金 …………… 116,032
関係会社株式 ……………131,906	繰越利益剰余金 …………… 116,032
長期貸付金 …………… 77,122	自 己 株 式 …………… △403
長期前払費用 …………… 236	評 価 ・ 換 算 差 額 等 …………… 78,049
その他の投資 …………… 12,423	その他有価証券評価差額金 …………… 6,941
繰延税金資産 …………… 1,902	繰延ヘッジ損益 …………… 245
貸倒引当金 …………… △28,607	土地再評価差額金 …………… 70,862
投資評価引当金 …………… △767	純 資 産 合 計 …………… 284,177
資 産 合 計 ……………886,390	負 債 純 資 産 合 計 …………… 886,390

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	1,027,349
売 上 原 価	879,123
売 上 総 利 益	148,225
販売費及び一般管理費	100,035
営 業 利 益	48,190
営 業 外 収 益	11,443
受取利息及び配当金	10,858
その他の営業外収益	584
営 業 外 費 用	9,465
支 払 利 息	5,702
その他の営業外費用	3,763
経 常 利 益	50,168
特 別 利 益	2,127
固定資産売却益	14
投資有価証券売却益	746
その他の特別利益	1,366
特 別 損 失	5,438
固定資産処分損	1,709
関係会社等投資債権評価損	11
固定資産減損損失	86
特別保証費	3,015
その他の特別損失	615
税引前当期純利益	46,856
法人税、住民税及び事業税	1,372
法人税等調整額	1,978
当 期 純 利 益	43,504

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成19年3月31日残高	40,644	49,855	49,855	120,114	120,114	△291	210,323
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△7,587	△7,587		△7,587
当期純利益				43,504	43,504		43,504
自己株式の取得						△112	△112
優先株式の取得						△40,000	△40,000
優先株式の消却				△40,000	△40,000	40,000	—
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△4,082	△4,082	△112	△4,195
平成20年3月31日残高	40,644	49,855	49,855	116,032	116,032	△403	206,128

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	11,583	39	70,862	82,484	292,807
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,587
当期純利益					43,504
自己株式の取得					△112
優先株式の取得					△40,000
優先株式の消却					—
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）	△4,641	206	—	△4,434	△4,434
事業年度中の変動額合計	△4,641	206	—	△4,434	△8,629
平成20年3月31日残高	6,941	245	70,862	78,049	284,177

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。

個別注記表

計算書類作成の基本となる重要事項の注記

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価の方法

① 関連会社株式および……… 移動平均法による原価法（一部について評価減を行っている。）
子会社株式等

② その他有価証券

・ 時価のあるもの……… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

・ 時価のないもの……… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価の方法

時価法

(3) たな卸資産の評価の方法……… 総平均法による原価法（一部について評価減を行っている。）

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産……… 定額法。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却している。

② 無形固定資産……… 定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっている。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上している。

② 賞与引当金……… 従業員の賞与支給に充てるための引当で、当事業年度に負担すべき支給見込み額を計上している。

③ 製品保証引当金……… 製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当で、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上している。

④ 退職給付引当金……… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき計上している。過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

- (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理している。
- (7) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (8) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法…………… a. 為替予約および通貨オプション
振当処理(要件を満たしていないものを除く。)
b. 金利スワップ、金利オプション
繰延処理または金融商品に係る会計基準に定める特例処理
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象…… a. ヘッジ手段
金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション
b. ヘッジ対象
外貨建債権債務、借入金
 - ③ヘッジ方針…………… 当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金等の範囲で利用している。
 - ④ヘッジ有効性評価の方法…… ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行う。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。
 - ⑤その他…………… 当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引およびリスク管理を行っている。
- (9) 繰延資産の処理方法
支出時に全額費用として処理する方法を採用している。
- (10) その他計算書類作成のための基本となる重要事項
消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

2. 会計処理方法の変更

固定資産の減価償却の方法

当事業年度から平成19年3月30日に公布された法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法により減価償却費を計上している。なお、これによる損益への影響は軽微である。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産

建物	28,100百万円
構築物	5,898百万円
機械及び装置	45,223百万円
土地	157,079百万円

担保付債務

一年以内返済予定の長期借入金	39,345百万円
長期借入金	84,826百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

422,759百万円

3. 偶発債務

保証債務残高	1,204百万円
輸出手形割引高	145百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	101,029百万円
長期金銭債権	77,373百万円
短期金銭債務	57,330百万円
長期金銭債務	3,745百万円

5. その他の事項

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末の時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、54,126百万円である。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	368,022百万円
仕入高	192,321百万円
営業取引以外の取引高	997百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類と数

普通株式

1,385,815株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）

賞与引当金損金算入限度超過額	2,981百万円
未払費用見積計上否認	7,705百万円
たな卸資産評価減否認	616百万円
その他	2,932百万円
繰越欠損金	15,314百万円
評価性引当金	△6,977百万円
繰延税金資産（流動資産）合計	<u>22,573百万円</u>

繰延税金資産（固定資産）

退職給付引当金損金算入限度超過額	14,832百万円
投資評価減否認	11,768百万円
その他	2,831百万円
繰越欠損金	16,723百万円
評価性引当金	△41,223百万円
繰延税金資産（固定資産）合計	<u>4,931百万円</u>
繰延税金負債（固定負債）	

その他有価証券評価差額金	3,029百万円
繰延税金負債（固定負債）合計	<u>3,029百万円</u>
繰延税金資産（固定資産）の純額	<u>1,902百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.0%
(調整)	
評価性引当金の増減等	△35.8%
外国源泉税額	2.8%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>7.2%</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
機械及び装置	3,570百万円	2,539百万円	1,030百万円
工具・器具・備品	20,951百万円	8,417百万円	12,533百万円
その他	151百万円	103百万円	48百万円
合計	24,673百万円	11,060百万円	13,612百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	6,331百万円
1年超	7,493百万円
合計	13,824百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	6,590百万円
減価償却費相当額	6,070百万円
支払利息相当額	388百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっている。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

会社等の名称	議決権等の所有・被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
東京いすゞ自動車株式会社	間接 100%	特約店契約による車両・部品の供給、設備・運転資金の貸付	当社製品の販売(注1)	53,013	売 掛 金	10,321
いすゞ自動車近畿株式会社	間接 100%	特約店契約による車両・部品の供給、設備・運転資金の貸付及び販売施設の貸付	当社製品の販売(注1)	53,633	売 掛 金	14,830
いすゞオーストラリアリミテッド	直接 100%	車両・部品の供給	当社製品の販売(注1)	44,128	売 掛 金	13,936
株式会社アイ・シー・エル	間接 100%	いすゞ専用純正用品の開発・販売	当社製品の販売(注1)	10,275	未 払 費 用	19
いすゞドライベックス株式会社	直接 100%	物流業務等の委託	当社製品の運搬・保管等(注2)	18,015	未 払 費 用	2,100
トラックサービス東京株式会社	直接 100%	運転資金の貸付	資金の貸付(注3)	—	長期貸付金(注3)	20,126
いすゞネットワーク株式会社	直接 75%	役員の兼任	資金の貸付(注4) 有価証券の売却取引(注2)	— 254	長期貸付金 関係会社株式	47,638 37,483
いすゞモーターズアジアリミテッド	直接 100%	車両・部品の供給	—	—	関係会社株式	21,127

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は「いすゞ製品の販売・サービスに関する基本契約書」に基づき当社が希望小売価格を提示している。
- (注2) 取引条件については、一般の取引と同様に決定している。
- (注3) トラックサービス東京株式会社への貸付金に対し、18,999百万円の貸倒引当金を計上している。なお、担保は受け入れていない。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は長期貸付金については期間14年の年賦返済。なお担保を63,521百万円受け入れている。

2. 関連会社

会社等の名称	議決権等の所有・被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
慶鈴汽車股份有限公司	直接 20%	コンポーネント・部品の供給、役員の兼任	—	—	関係会社株式	11,098
自動車部品工業株式会社	直接34% 間接1%	部品の供給	原材料等の仕入(注1)	57,225	買 掛 金	10,431

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 取引条件については、一般の取引と同様に決定している。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	167円61銭
1 株当たり当期純利益	25円52銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

当期純利益	43,504百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
<hr/>	
普通株式に係る当期純利益	43,504百万円

期中平均株式数	1,704,784,991 株
（うち普通株式）	(1,695,541,590)株
（うちIV種優先株式）	(9,243,401)株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月15日

いすゞ自動車株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員	公認会計士	田	中	章	Ⓜ	
業務執行社員						
指定社員	公認会計士	西	田	英	樹	Ⓜ
業務執行社員						
指定社員	公認会計士	大	金	陽	和	Ⓜ
業務執行社員						

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いすゞ自動車株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いすゞ自動車株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記のとおり、連結子会社8社については、決算日を3月31日に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月15日

いすゞ自動車株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田 中	章	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西 田	英 樹	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 金	陽 和	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いすゞ自動車株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月21日

いすゞ自動車株式会社 監査役会

常勤監査役 山 口 耕 二 ⑩

常勤監査役 木 内 資 雄 ⑩

常勤監査役 若 林 茂 章 ⑩

監 査 役 長 島 安 治 ⑩

監 査 役 土 田 進 ⑩

(注)常勤監査役若林茂章、監査役長島安治及び監査役土田 進は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、第106期の期末配当として、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は8,477,297,620円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成20年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 情報化社会に適合した簡便かつ周知性の高い公告を実施するため、ならびに、公告費用の削減に寄与するために電子公告を導入することといたしたく、現行定款第5条（公告方法）の変更を行うものであります。また、電子公告の導入にともなう不測の事態に対応するため、予備的な公告方法をただし書にて定めるものであります。
- (2) 当社Ⅰ種優先株式は、平成19年3月までに当社が全数を取得のうえ消却し、また、当社Ⅲ種優先株式およびⅣ種優先株式は、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において、その全数の自己株式取得をご承認いただきましたので、平成19年7月に当社が取得のうえ消却したこととともない、現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（1単元の株式の数）の変更、ならびに、第2章の2 優先株式（第16条-2（Ⅰ種優先株式）から第16条-5（優先順位）までのすべての規定）および第22条（種類株主総会）の削除を行うものであります。
- (3) 上記(2)の削除にともない、現行定款第23条以下を各1条ずつ繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条（公告方法） <u>本会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第5条（公告方法） <u>本会社の公告は、電子公告により行う。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事情により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>
<p>第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は、<u>34億5,650万株とし、このうち33億6,900万株は普通株式、3,750万株はⅠ種優先株式、2,500万株はⅢ種優先株式、2,500万株はⅣ種優先株式とする。</u></p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は、33億6,900万株とする。</p>
<p>第8条（1単元の株式の数） 本会社の<u>普通株式ならびにⅠ種優先株式、Ⅲ種優先株式およびⅣ種優先株式の1単元の株式の数は、それぞれ1,000株とする。</u></p>	<p>第8条（1単元の株式の数） 本会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p>
<p><u>第2章の2 優先株式</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第16条-2（Ⅰ種優先株式）</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>本会社の発行するⅠ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1.（Ⅰ種優先配当金）</u> <u>本会社は、第48条に定める期末配当を行うときは、Ⅰ種優先株式を有する株主（以下Ⅰ種優先株主という。）またはⅠ種優先株式の登録株式質権者（以下Ⅰ種優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、Ⅰ種優先株式1株につき年80円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下Ⅰ種優先配当金という。）を行う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>ある事業年度においてI種優先株主またはI種優先登録株式質権者に対して配当する金銭の剰余金の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>I種優先株主またはI種優先登録株式質権者に対しては、I種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p>2. <u>(I種優先株主に対する中間配当)</u> <u>本公司は、I種優先株主またはI種優先登録株式質権者に対し、中間配当を行わない。</u></p> <p>3. <u>(I種優先株主に対する残余財産の分配)</u> <u>本公司の残余財産の分配をするときは、I種優先株主またはI種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき800円を支払う。</u> <u>I種優先株主またはI種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>4. <u>(I種優先株式の消却)</u> <u>本公司は、いつでも法令の定めるところに従ってI種優先株主との合意によりI種優先株式を有償で取得することができ、法令の定めるところに従ってこれを消却することができる。</u></p> <p>5. <u>(I種優先株主の議決権)</u> <u>I種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>6. <u>(I種優先株式の併合または分割、新株予約権等)</u> <u>本公司は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>本会社は、I種優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> <u>本会社は、I種優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u> </p> <p> <u>7. (I種優先株式の取得請求権)</u> <u>I種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、本会社に対し、当該I種優先株主が有するI種優先株式と引換えに、当該決議で定める算定方法による数の普通株式を交付するよう請求することができる。</u> <u>前記の請求に基づき本会社が交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを処理する。ただし、同項後段は適用しないものとする。</u> </p> <p> <u>8. (I種優先株式の一斉取得)</u> <u>転換を請求し得べき期間中にI種優先株式の取得請求のなかったI種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という。)以降の取締役会で定める日をもって、その全部を取得する。本会社は、当該取得と引換えに、I種優先株式1株あたり、I種優先株式1株の払込金額相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を、I種優先株主に交付する。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u> </p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>この場合、当該平均値が、(1) I種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、I種優先株式1株の払込金額相当額を(1)の場合は当該上限転換価額で、(2)の場合は当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを処理する。</u></p> <p><u>9. (I種優先配当金の除斥期間)</u> <u>第50条の規定は、I種優先配当金の支払について、これを準用する。</u></p> <p><u>第16条-3 (III種優先株式)</u> <u>本会社の発行するIII種優先株式の内容は、第16条-2の規定を準用する。</u></p> <p><u>第16条-4 (IV種優先株式)</u> <u>本会社の発行するIV種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1. (IV種優先配当金)</u> <u>本会社は、第48条に定める期末配当を行うときは、IV種優先株式を有する株主(以下IV種優先株主という。)</u> <u>またはIV種優先株式の登録株式質権者(以下IV種優先登録株式質権者という。)</u> <u>に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、IV種優先株式1株につき年80円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下IV種優先配当金という。)を行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>ある事業年度においてIV種優先株主またはIV種優先登録株式質権者に対して配当する金銭の剰余金の額がIV種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>IV種優先配当金が支払われた後に剰余の剰余金があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、IV種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに剰余の剰余金について配当を行うときは、IV種優先株主またはIV種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。</u></p> <p>2. (準用条文)</p> <p><u>第16条－2第2号ないし第9号の規定は、IV種優先株式にこれを準用する。</u></p> <p><u>第16条－5 (優先順位)</u></p> <p><u>各種の優先株式の優先配当金ならびに剰余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p><u>第22条 (種類株主総会)</u></p> <p><u>第18条および第21条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第23条～第50条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第22条～第49条 (現行第23条～第50条のとおり)</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

当社取締役 篠原 彰氏は、平成20年3月31日付をもって辞任され、また、取締役 細井 行・只木可弘・月岡良三・当麻茂樹の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものがあります。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社普通株式の数
1	細井 行 (昭和24年8月9日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役副社長 平成19年6月 当社代表取締役社長、現在に至る	67,000株
2	只木可弘 (昭和22年6月6日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役副社長 平成19年12月 当社取締役副社長、国内営業本部長、品質保証部門分掌、現在に至る	111,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社 普通株式の数
3	月 岡 良 三 (昭和23年11月28日生)	<p>昭和47年4月 当社入社</p> <p>平成15年6月 当社開発技術企画部、開発プロジェクト部、CAE・技術システム推進部、審査部、メカニックセンター、デザインセンター 執行担当</p> <p>平成16年4月 当社執行役員、技術本部購買部門統括付、技術本部開発部門開発技術企画部、開発プロジェクト部、CAE・システム推進部、審査部、メカニックセンター、デザインセンター執行担当</p> <p>平成17年4月 当社執行役員、北米現地事業統括</p> <p>2005年6月 (平成17年) いすゞ モーターズ アメリカ インク取締役会長</p> <p>2005年6月 (平成17年) いすゞ コマーシャルトラック オブ アメリカ インク取締役会長</p> <p>平成18年4月 当社執行役員、技術本部長代行、商品企画部門統括</p> <p>2006年5月 (平成18年) いすゞ モーターズ アメリカ インク取締役退任</p> <p>2006年5月 (平成18年) いすゞ コマーシャルトラック オブ アメリカ インク取締役退任</p> <p>平成18年6月 当社取締役</p> <p>平成19年4月 当社取締役、開発部門統括、現在に至る</p>	45,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社普通株式の数
4	当麻茂樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行）入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員 平成14年10月 同行退職 平成14年10月 当社顧問 平成14年11月 当社取締役副社長 平成19年4月 いすゞネットワーク株式会社代表取締役社長、現在に至る 平成19年6月 当社取締役、現在に至る	70,000株
5	* 里見俊一 (昭和26年9月3日生)	昭和52年6月 当社入社 平成14年11月 当社営業本部協業推進部長 平成15年6月 当社執行役員、アセアン現地事業統括 2004年4月 (平成16年) 泰国いすゞ自動車株式会社取締役社長 平成17年4月 当社上席執行役員、アセアン現地事業統括 2007年4月 (平成19年) いすゞ モーターズ アジア リミテッド取締役会長 平成20年4月 当社上席執行役員、海外営業本部海外第二営業部門統括、現在に至る 2008年4月 (平成20年) 泰国いすゞ自動車株式会社取締役退任 2008年5月 (平成20年) いすゞ モーターズ アジア リミテッド取締役退任	50,000株

- (注) 1. 取締役候補者当麻茂樹氏は、いすゞネットワーク株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は、自動車の整備、自動車部品の売買および中古車の売買等に関する販売サポート事業を営んでおります。なお、当社は、同社の議決権ある株式の75.0%を所有しております。
2. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. *印は、新任候補者です。

第4号議案 監査役1名選任の件

当社監査役 土田 進氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

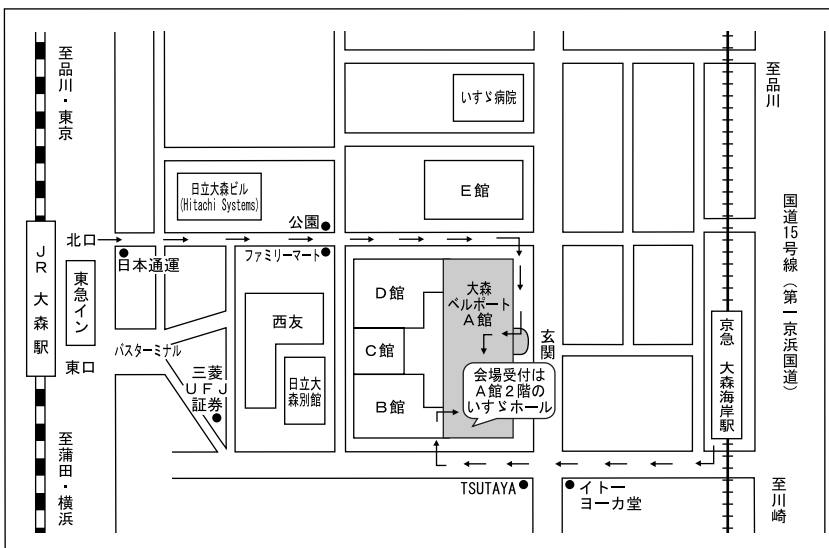
その候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所 有 する 当 社 普 通 株 式 の 数
見 田 元 (昭和25年12月15日生)	昭和49年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社	2,000株
	平成15年6月 同社執行役員、個人業務推進部長	
	平成16年10月 同社執行役員、リテール企画推進部長	
	平成17年6月 同社常務取締役	
	平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務取締役、リテール部門長	
	平成19年6月 同社取締役退任	
	平成19年6月 エム・ユー・トラスト・アップルプランニング株式会社代表取締役社長、現在に至る	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 見田 元氏は、新任候補者であり、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者として選任した理由は、三菱UFJ信託銀行株式会社の役員およびエム・ユー・トラスト・アップルプランニング株式会社の代表者としての金融および企業経営等に関する豊富な経験・見識に基づき、かつ、客観的・中立的な立場から監査を行っていただくことが期待できるためであります。

以 上

株主総会会場ご案内図



下車駅

J R 京浜東北線
京 浜 急 行 線

大森駅東口または北口より徒歩約5分
大森海岸駅より徒歩約4分